

## 高松市中央卸売市場受託物品検査要領

市場における受託物品の検査については、高松市中央卸売市場業務条例（昭和46年高松市条例第42号。）第41条第2項第2号に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 1 検査の基準

受託物品の検査は、委託者からの荷受け時において、卸売業者が受託物品を入念に検収した結果、販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が、当該卸売市場において過去に変色・しおれ等の理由により販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると判断した場合に開設者が実施するものとする。

### 2 検査の除外

卸売業者が検収していない物品及び市場外にある物品又は買付物品は、検査の対象とならない。

### 3 検査の立会

受託物品の検査は、卸売業者が立会うものとする。

### 4 検査の日時

受託物品の検査の日時は、販売当日の午前8時30分から正午までとする。

### 5 検査の申請手続

(1) 卸売業者は、受託物品検査申請書（要領様式1）に送り状（写し）を添えて市長に申請しなければならない。

(2) 市長は、検査後、受託物品検査証（要領様式2）を卸売業者に交付するものとする。

(3) 卸売業者は、受託物品検査証を出荷者に送付する売買仕切書に添付するものとする。

### 6 検査の場所

検査は、原則として卸売場において行う。

### 附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

要領様式 1

年 月 日

(宛先) 高松市長

高松市中央卸売市場 部卸売業者  
名 称

㊟

受託物品検査申請書

次のとおり検査を受けたいので、高松市中央卸売市場業務条例第 41 条第 2 項第 2 号の規定により申請します。

出荷者 住所 氏名		年 月 日積	輸送会社名
		積出地	
検 査 区 分	申 請 事 項		
検 査 場 所			
立 会 人 職 氏 名			
品 名			
等 級			
総 出 荷 数 量			
損害又は内容相違の数量			
損害又は内容相違の程度			
損害又は内容相違の原因と認められる事項			
到 着 日 時	月 日	午前 午後	時 分
そ の 他			

年 月 日

部卸売業者

名称

様

高松市長

受託物品検査証

年 月 日付けで申請のあった高松市中央卸売市場業務条例第 41 条第 2 項第 2 号の規定による受託物品の検査の結果について、次のとおりであったことを証明します。

出荷者 住所 氏名	年 月 日積	輸送会社名
	積出地	
検査区分	検査事項	
検査場所		
立会人職氏名		
品名		
等級		
総出荷数量		
損害又は内容相違の数量		
損害又は内容相違の程度		
損害又は内容相違の原因 と認められる事項		
到着日時	月 日 午前 午後 時 分	
検査日時及び検査員印	月 日 午前 午後 時 分 印	
その他		